

10項目 - 問題点の整理 (10-Elements by 10+2 Ruling - A Summary of Filing Items)

(Source: information partly available by SupplyChainDigest Sep.23, 2008)

データ項目	主な内容	情報源	予想される問題点
製造者/出荷者の名前/住所	当該貨物を製造、組立て、生産、或いは成育した最終的な当事者	輸出側	この項目のデータ収集が最も難しいと思われる。多くの場合、実際の製造者・製造場所が分からないことがあり、サプライヤーも詳細を明らかにしたがるらない、又はデータの誤りもある
販売者の名前/住所	当該商品を売却した、又は売却することを合意した者。売却が完了していない場合は所有者	輸入側	通常は輸入者発行の商業インボイス又はP/O、或いは両方で知ることができる
買主の名前/住所	当該商品を購入する、又は購入することを合意した者	輸入側	通常は輸入者発行の商業インボイス又はP/O、或いは両方で知ることができる
送り先の名前/住所	通関後の貨物リリースについて、当該商品の物理的な引渡しを受ける者	輸入側	10+2ルールが規定する固有の項目
コンテナ詰めした場所	当該貨物が物理的に詰込まれた場所の名前と住所、又は混載貨物の場合は出荷準備が完了した場所の名前と住所	輸出側	通常、サプライヤー又はフレイトフォワードャーが知ることができる出荷地でのデータエレメント、10+2ルールが規定する固有の項目
コンテナ詰めした者の名前住所	コンテナに貨物を詰込んだ者、又はその手配をした者。混載貨物の場合はその出荷手配をした者	輸出側	「コンテナ詰めに関する項目」と同じ課題。10+2ルール規定する固有の項目
輸入業者登録番号	当該事業者の関税の支払い及びすべての輸入手続に必要な納税者番号、雇用者番号、社会保障番号、又はCBP指定の番号	輸入側	通常、カスタムブローカーが知る項目
荷受人番号	当該事業者の関税の支払い及びすべての輸入手続に必要な納税者番号、雇用者番号、社会保障番号、又はCBP指定の番号	輸入側	通常、カスタムブローカーが知る項目
原産国	輸入関連法令及びその他規則に基づく製造者、生産又は成育をした国を明らかにするもの	輸入側	通常、カスタムブローカーが知る項目
貨物の6桁の関税率表の番号	6桁の番号が必要。但し、場合によっては8又は10桁での報告も可	輸入側	多くの場合、カスタムブローカーにより分類される項目